



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

です。
で、誤認される訳

です。
くなつた商品」を買つていいだけ
です。「消費税」という名前が悪
いので、

「消費税」についてです。皆さん
は、「消費税」について、どんな
イメージをお持ちでしょうか？
○消費に対する税金だから、公平
な負担になつてるとと思うので仕方
ない。

○「社会保障の財源」だから、一
定の負担は仕方ない。
おそらく、多くの方は、こんな
イメージなのではないかと思いま
す。でも「公平性」や「社会保障
財源」等々、ホントにそうなので
しょうか？確認していきましょ
う。

▼まず、過去にこの機関紙でも書
きましたが、「あなた（消費者
者）」が、消費税を払つている訳
ではないということです。消費税
の納税義務者は、あくまで事業者
(販売者)です。消費者は、事業
者が消費税分を価格転嫁した「高
い」です。

紙面学習

シリーズ28

『消費増税』こそ、この30年の景気低迷の要因！消費税は『社会保障財源？』、消費税の闇を暴く！

▼【図表1】をご覧ください。A～Cまでの3つの会社があります。売上・仕入・経費・人件費・利益が全て同じ額という設定です。違うのはA社が国内販売のみで全員正社員、B社が輸出販売のみで全員正社員、C社が国内販売のみで全員派遣社員

【図表1】輸出業者と派遣社員雇用の事業者が得をする実態

区分	A社	B社	C社
業種	国内販売のみ	輸出業者	国内販売のみ
A 売上	5,500万円	5,500万円	5,500万円
B 売上に係る消費税	500万円	0万円	500万円
C 仕入	2,200万円	2,200万円	2,200万円
D 控除する消費税	▲200万円	▲200万円	▲200万円
E 経費（水道光熱費等）	1,100万円	1,100万円	1,100万円
F 控除する消費税	▲100万円	▲100万円	▲100万円
G 人件費	1,100万円	1,100万円	1,100万円
H 控除する消費税			▲100万円
I 雇用形態	全員正社員	全員正社員	全員派遣社員
J 利益	1,100万円	1,100万円	1,100万円
K Jの算式	A-(C+E+G)		
L 消費税納税額	200万円	▲300万円	100万円
M Lの算式	B+(D+F+H)		
N 摘要		輸出還付金	

（参考：YouTube「越境3.0チャンネル」

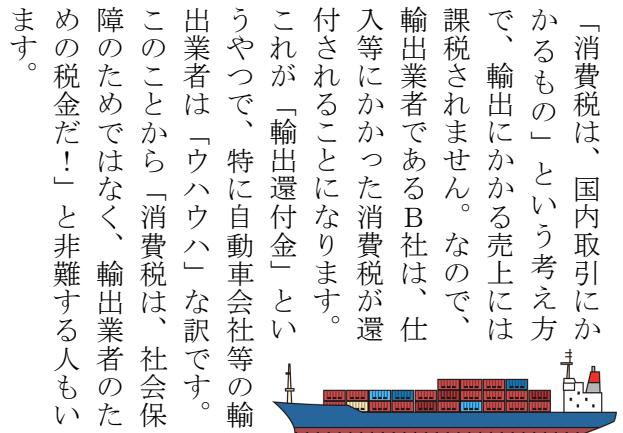
という点です。まず、消費税は、売上にかかる消費税から、仕入・経費・人件費にかかる消費税を差し引いて納めることになります。

当面の日程

- 5月10日（土）
 - 14:00～会津総支部「共済セミナー」（会津若松市「北会津支所ピカリンホール」）
- 5月16日（金）17日（土）
 - 県本部野球大会総支部予選大会（喜多方市押切川公園野球場・ひばりが丘球場）
- 5月21日（水）
 - 16:00～県本部中央執行委員会（WEB）
 - 18:00～県本部単代会議（WEB）

「消費税は、国内取引にかかるもの」という考え方で、輸出にかかる売上には課税されません。なので、輸出業者であるB社は、仕入等にかかった消費税が還付されることになります。

これが「輸出還付金」といってやつで、特に自動車会社等の輸出業者は「ウハウハ」な訳です。このことから「消費税は、社会保障のためではなく、輸出業者のための税金だ！」と非難する人もいます。



さらにもう一点、A・B社は、全員正規雇用なので、人件費分で消費税は払いませんが、C社は派遣会社に対して消費税を支払っているので、その分の消費税を差し引いて納税することになります。正規社員を派遣社員にしていくことによって、人件費も安く、そして消費税も安くなる：消費税は派遣社員を増やす要因となっていた訳です。消費税の導入→派遣労働者の増加→労働者の収入減→未婚者の增加→少子高齢化の加速となっていく訳です。消費税が諸悪の根源であることがお分かりいただけたでしょうか？

これでも消費税には「公平性」があると思われますか？

【図表2】消費税法（抜粋）

(趣旨等)

第一条 この法律は、消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

2 消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

▼次に消費税は「社会保障の財源」なのか？という点です。【表2】は消費税法の第1条です。【図2】において社会保障等の「経費に充てるものとする」と記載があるので「書いてあるじゃないか」と思われた方もいらっしゃると思います：が、絶対にそうするなら「充てなければならぬ」となっているはず：というのが、法律に詳しい方の言い分です。なのに書き方は「他の経費に充ててもいいですよ」と解釈できるという訳です。

また、制度的にも社会保障等の経費に充てる「目的税」なのでれば、税収を特別会計に入れてそこから支出しなければならないのですが、そうはなっていません。

また、消費税は「第2法人税」と呼ばれています。景気が低迷する中、法人税の税収が縮小してきましたので、消費税という新たな制度をつくり、消費者から法人税の不足分を吸い上げる：事業者の負担を減らし（法人税減税）、国民に負担を押し付ける：これが消費税の真の目的だと言われています。

▼ここからは、個人的な意見です。政府や財務省は、なぜ消費税を減税できないのか？（逆に15%まで増税したいという考え方）ですが、与党としては、一番は恩恵を受けている輸出事業者からの献金や票が少なくなってしまうということなどだと思います。消費税に限らず、減税できない理由がここにあります。政府も財務省も国民が貧しくなるうが関係なく、自分たちの利権、出世のことしか頭にない訳です。

総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



編集後記



▼さて、本文の続きです。「失われた40年」を招くことのないよう、政治を変えていく必要があるとされています。だから強大な力を持つている訳で、この機能を分けようというのが「解体」の趣旨です。私たちも「選挙」で意思表示ができます。「増税」をもくろむ政党や個人には、絶対に投票してはいけません。（坂内）

機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！